

令和 7 年第 1 回弘前市国民健康保険運営協議会

日時：令和 7 年 4 月 1 7 日（木）

午後 2 時 0 0 分から

場所：弘前市社会福祉センター大会議室

次 第

1 開 会

2 健康こども部長挨拶

3 会長挨拶

4 諮問事項協議

（１）国民健康保険料の後期高齢者支援金分等に係る賦課限度額の改定

（２）特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置
に関する減免の申請手続きの一部改正

※（１）・（２）ともに 6 月の市議会で条例改正予定

5 報告事項

（１）国民健康保険法施行令の改正に伴う国民健康保険料の軽減
所得判定基準に係る条例改正【6 月の市議会で条例改正予定】

（２）健康保険被保険者証の廃止について

6 そ の 他

7 閉 会

保発 0207 第 1 号
令和 7 年 2 月 7 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び適切な運用について遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

「令和 7 年度税制改正の大綱」（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部を改正するものであること。

第 2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 24 万円から 26 万円にそれぞれ引き上げることとしたこと。

なお、各市町村においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げることとしたこと。
- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2 に準じた所要の改正を行うこととしたこと。
- 4 その他所要の改正を行うこと。

第 3 施行期日

改正政令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

R7年度国民健康保険料賦課限度額の改定内容

賦課区分	市国民健康保険 条例改正条項	現行 (R6)	改正案 (R7)	増減
基礎賦課限度額	第21条 第30条第1項 第30条の4第1項 第30条の4第5項	650,000円	<u>660,000円</u>	10,000円
後期高齢者 支援金等 賦課限度額	第21条の10 第30条第3項 第30条の4第3項 第30条の4第7項	240,000円	<u>260,000円</u>	20,000円
介護納付金 賦課限度額	第30条第5項 第30条の4第4項 第30条の4第8項	170,000円	170,000円	—
合計賦課限度額		1,060,000円	<u>1,090,000円</u>	30,000円

賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について

1. 賦課限度額世帯の推移見込

令和7年2月28日現在：国保加入世帯数 **22,590** 世帯（うち介護2号 **10,289** 世帯）

		改定前	改定後	増減数
医療給付費分	限度額	65万円	66万円	(限度額65万円以上66万円未満)
	対象世帯数	404世帯	393世帯	△ 11 世帯
	割合	1.79%	1.74%	△ 0.05%
後期高齢者 支援金分	限度額	24万円	26万円	(限度額24万円以上26万円未満)
	対象世帯数	397世帯	325世帯	△ 72 世帯
	割合	1.76%	1.44%	△ 0.32%
介護保険分	限度額	17万円	17万円	変更無し
	対象世帯数	459世帯	459世帯	0
	割合	4.46%	4.46%	0.00

2. 賦課限度額改定に伴う影響額の見込み

(令和7年3月18日試算) ※現年度分のみ

	医療分	支援金分	介護分	合計
改定しない場合の調定額①	2,207,016,200	804,611,700	355,507,300	3,367,135,200
改定した場合の調定額②	2,210,928,400	811,517,400	355,507,300	3,377,953,100
差額 ②－①	3,912,200	6,905,700	0	10,817,900
※約 1,000 万円の調定額の増加となる見込み。				

3. 賦課限度額に達する世帯の人数別の所得及び収入額

【改定前】 医療給付費（賦課限度額65万円）及び後期高齢者支援金賦課額（賦課限度額24万円）

賦課限度額に達する 世帯人数	所得額	収入額
1人世帯	約 731 万円	約 926 万円
2人世帯	約 706 万円	約 901 万円
3人世帯	約 680 万円	約 875 万円
4人世帯	約 655 万円	約 850 万円
5人世帯	約 629 万円	約 821 万円

【改定後】 医療給付費（賦課限度額66万円）及び後期高齢者支援金賦課額（賦課限度額26万円）

賦課限度額に達する 世帯人数	所得額	収入額	増減額	
			所得額	収入額
1人世帯	約 742 万円	約 937 万円	11 万円	11 万円
2人世帯	約 717 万円	約 912 万円	11 万円	11 万円
3人世帯	約 691 万円	約 886 万円	11 万円	11 万円
4人世帯	約 666 万円	約 861 万円	11 万円	11 万円
5人世帯	約 640 万円	約 834 万円	11 万円	13 万円

弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例等の一部改正

(改正理由)

国民健康保険料の減免規定について、災害減免の適用があることが明らかな場合に市長の権限による減免を可能とする規定を「弘前市国民健康保険条例」及び「弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例」に追加するもの。

また、「弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例」について、厚生労働省通知等に倣い規定を整備するもの。

I 国民健康保険条例の一部改正

市税の減免規定に準じ、被災前の備えとして、予め職権による減免を可能とする規定を条例に規定を追加

【関係条文】	【改正内容】
第38条（保険料の減免）	…職権による減免を可能とする規定の追加

II 弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例の一部改正

地方税法及び厚生労働省通知に準じ規定を整備。

また、市税の減免規定に準じ災害減免の適用があることが明らかな場合に職権による減免を可能とする規定を追加。

【関係条文】	【改正内容】
第2条（減免） ・第1項 ・第3項 ・第4項及び第5項	…地方税法改正による号ズレの改正 …第2項の合計所得金額への専従者控除を適用しない旨の規定を削除 …第3項の削除に伴い項番号を変更
第4条（減免の申請）	…職権による減免を可能とする規定の追加
第5条（減免の決定通知）	…職権による減免をすることとした場合の通知の規定を追加

III 附則

施行期日 令和7年4月1日

保発 0207 第 1 号
令和 7 年 2 月 7 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び適切な運用について遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

「令和 7 年度税制改正の大綱」（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部を改正するものであること。

第 2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 24 万円から 26 万円にそれぞれ引き上げることとしたこと。

なお、各市町村においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げることとしたこと。

- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2 に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

- 4 その他所要の改正を行うこと。

第 3 施行期日

改正政令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

法定軽減基準の改正内容

1. 法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文

	改正条文	減額基準
7割軽減の基準	改正無し	合計所得が43万円以下
5割軽減の基準	第30条第1項 第2号	合計所得が43万円＋（被保険者数× 30万5千円 ）以下（改正前29万5千円）
2割軽減の基準	第30条第1項 第3号	合計所得が43万円＋（被保険者数× 56万円 ）以下（改正前54万5千円）

2. 法定軽減基準改正に伴う対象世帯及び被保険者数の推移見込

（令和7年2月28日時点での試算）

		医療分・支援分			介護分		
		改正前	改正後	増加数	改正前	改正後	増加数
7割軽減	平等割	8,554 世帯	8,554 世帯	0 世帯	3,719 世帯	3,719 世帯	0 世帯
	均等割	10,814 人	10,814 人	0 人	4,033 人	4,033 人	0 人
5割軽減	平等割	3,291 世帯	3,393 世帯	102 世帯	1,419 世帯	1,419 世帯	0 世帯
	均等割	5,554 人	5,722 人	168 人	1,712 人	1,712 人	0 人
2割軽減	平等割	2,446 世帯	2,457 世帯	11 世帯	925 世帯	925 世帯	0 世帯
	均等割	4,214 人	4,239 人	25 人	1,134 人	1,134 人	0 人

3. 法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み（令和7年3月21日試算）

法定軽減基準	医療分	支援分	介護分	合計
改正しない場合の調定額①	2,207,899,200	804,950,800	355,507,300	3,368,357,300
改正した場合の調定額②	2,204,918,700	803,856,800	355,507,300	3,364,282,800
差額②－①	△ 2,980,500	△ 1,094,000	0	△ 4,074,500

（減少分は基盤安定負担金として市及び県の一般会計より支援される）

令和6年12月1日まで交付していた健康保険被保険者証の廃止について

改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の条文整備をするもの。

改正内容

- ① 国民健康保険条例中の罰則規定に「被保険者証の返還」という項目があるため、この文言を削除しなければならなくなった。

■ マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)(令和5年6月9日公布)

→国民健康保険法の一部改正 第127条第1項 市町村は、条例で、第9条第1項若しくは第5項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者に対し10万円以下の過料を科する規程を設けることができる。

- ② 「被保険者証」が廃止となる期日についての規程は次のとおりとなる。

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第374号) (令和5年12月27日公布)

- ③ 令和6年12月2日以降について、新規発行はできなくなるが、被保険者証として使用することができること

及び罰則規定について、これまでの規程が期限つきで延長することとする経過措置が設けられたもの。

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(政令第260号)(令和6年8月14日公布)

→国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置

第9条 改正法附則第1条第2号に掲げる規程の施行の際現に市町村又は国民健康保険組合から被保険者証の交付を受けている世帯主又は組合員が同号に掲げる規程の施行の日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例による。

これらを踏まえ、弘前市国民健康保険条例に係る条文について、一部改正が必要となったものである。

弘前市国民健康保険条例(平成18年弘前市条例第120号)の一部を改正する。 (第41条)

弘前市国民健康保険条例第41条中、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届け出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届け出をした」に改める。

弘前市国民健康保険条例の一部改正 新旧対照票

改正案	現行
第 8 章 罰則 第 4 1 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規程による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合は、その者を 100,000 円以下の過料に処する。	第 8 章 罰則 第 4 1 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規程による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規程により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、その者を 100,000 円以下の過料に処する。